

「滋賀県がん対策推進計画」の改定について

1. 趣旨

滋賀県では、がん患者を含めた県民全体が、がんの予防およびがんの早期発見を進めるとともに、がんの進行および再発といった様々ながんの病状においては、安心、納得できるがん医療が受けられるようにすることを目指して滋賀県がん対策推進計画および滋賀県がん対策の推進に関する条例に基づき総合的がん対策に取り組んできた。

これまでの取り組みとしては、がん診療連携拠点病院等の整備や緩和ケア提供体制の強化、がん登録等の推進、がん検診受診率の向上等、推進計画に基づいて、施策を推進してきたが、ライフステージに応じたがん対策や、就労を含めた社会経済的な問題等の新たな課題も明らかとなってきた。

こういった状況および国の「第3期がん対策推進基本計画」を踏まえて本計画を改定する。

2. 計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項の規定に基づく都道府県がん対策推進計画

3. 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）の6年間とする。

4. スケジュール

平成29年	6月	医療機能調査
	8月	滋賀県がん対策推進協議会 (現計画の評価および次期計画骨子について 意見聴取)
	10月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案）
	11月	滋賀県がん対策推進協議会 (次期計画素案について意見聴取)
	12月	厚生・産業常任委員会に報告（素案）
	12月～平成30年1月	県民政策コメント・各市町への意見照会
平成30年	2月	滋賀県がん対策推進協議会 (計画推進に向けた意見聴取)
	3月	厚生・産業常任委員会に報告（案）
	〃	計画策定

「滋賀県がん対策推進計画」の骨子案

第1 計画の改定について

1. 計画改定の趣旨

がん対策基本法が平成28年(2016年)12月に一部改正され、基本理念には医療の提供だけでなく、社会環境の整備が図られることが追加された。第2期滋賀県がん対策推進計画が平成29年度で終期を迎え、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、がん対策を見直し、計画を改定する。

2. 計画の位置づけ

がん対策基本法第12条第1項の規定に基づく都道府県がん対策推進計画

3. 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)の6年間とする。

第2 計画改定のポイント

<がんの予防>

○職域を含めたがん検診の受診率向上と精度管理

<がん医療の充実>

○がん診療連携拠点病院での集学的治療とがん診療連携支援病院を含めた、がん医療の均てん化の継続
○がん治療に伴う副作用などの苦痛の軽減やがん患者本人の意向を尊重した良質ながん医療提供のために、世代やがん種に応じて診療ガイドラインに基づいた診療や必要な治療を提供できる体制の整備

<がんとの共生>

○地域連携クリティカルパスの整備と活用の推進
○ライフステージに応じたがん患者と家族への支援

<これからを支える基盤の整備>

○がん医療提供の基盤となる保健医療を支える人材の育成
○年齢に応じたがん教育、がんとがん患者に関する知識の普及啓発

第3 がん計画の基本的な考え方

基本理念： 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～県民が、がんを知り、がんを予防し、がんになっても納得した医療・支援が受けられ、自分らしく暮らせる滋賀を目指して～

<全体目標>

○科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○患者本位のがん医療の実現 ○尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築

第4 分野別施策および目標

1 がん予防

(1) がんの1次予防

- ①生活習慣の改善
- ②感染症対策

(2) がんの早期発見・がん検診(2次予防)

- ①受診率向上対策
- ②がん検診の精度管理等
- ③職域におけるがん検診

2 がん医療の充実

(1) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実

- ①がん医療提供体制
- ②各治療法

ア手術療法

イ放射線療法

ウ薬物療法

エ科学的根拠を有する免疫療法

(2) がんゲノム医療

(3) チーム医療の推進

(4) がんのリハビリテーション

(5) 支持療法の推進

(6) 希少がん、難治性がん対策

(7) 小児がん、AYA世代(思春期世代と若年成人世代)のがん、高齢者のがん対策

(8) 病理診断

(9) がん登録

3 がんとの共生

(1) がんと診断されたときからの緩和ケアの推進

- ①緩和ケアの提供
- ②緩和ケア研修会
- ③普及啓発

(2) 相談支援、情報提供

- ①相談支援
- ②情報提供

(3) 地域連携と在宅医療の充実

(4) がん患者・家族等の社会的な問題

①就労支援

ア医療機関等における就労支援

イ職場や地域における就労支援

②就労以外の社会的な問題について

(5) ライフステージに応じたがん対策

- ①小児・AYA世代について
- ②高齢者について

4 これからを支える基盤の整備

(1) 人材育成

(2) がん教育、がんに関する知識の普及啓発

(3) がん研究

第5 がん対策の推進について

1. それぞれの主体に期待される役割 2. 計画の進行管理と評価